

京都市告示第 197 号

無鄰菴の指定管理者である植彌加藤造園株式会社から、京都市無鄰菴等条例第 4 条ただし書の規定に基づき、無鄰菴の臨時閉館について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和 5 年 6 月 15 日

京都市長 門川 大作

1 閉館の理由

施設内の樹木の伐採作業を実施するため。

2 臨時に閉館する日

令和 5 年 7 月 10 日（月）、11 日（火）、12 日（水）

天候不良時の予備日として、

令和 5 年 8 月 1 日（火）、2 日（水）、3 日（木）

※ただし、予備日については、7 月に伐採作業が完了する場合は開館とする。

（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課）